

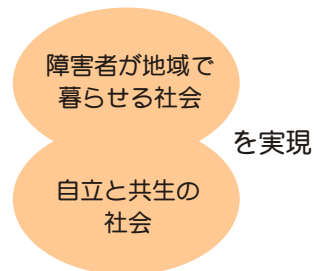
4月から障害保健福祉制度が段階的に変わります！

障害者自立支援法 がはじまります

現在、障害者は身体・知的・精神の3つに分けられ、障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容などが決められていました。4月1日から施行される「障害者自立支援法」により、どの障害の人も共通の福祉サービスが受けられるようになります。

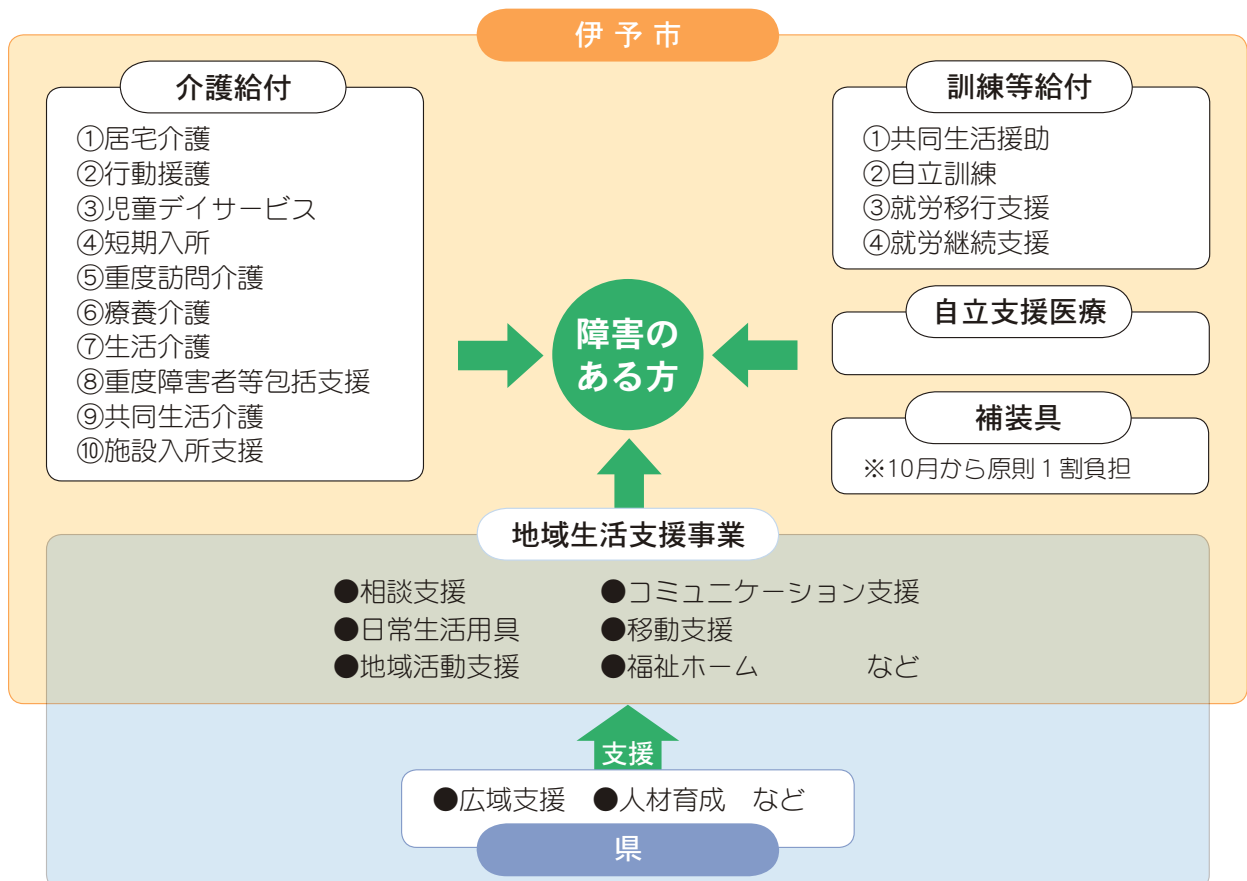
制度のポイント(これまでの制度の課題を解決)

1. 身体・知的・精神の3つの障害者福祉サービスを一本化
2. 障害者がもっと「働ける社会に」
3. 利用者本位のサービス体系に再編
4. 支給決定の手続きや基準の透明化、明確化
5. 費用をみんなで負担し支え合う仕組みの強化
(①原則1割負担 ②国の財政負担を「義務化」)



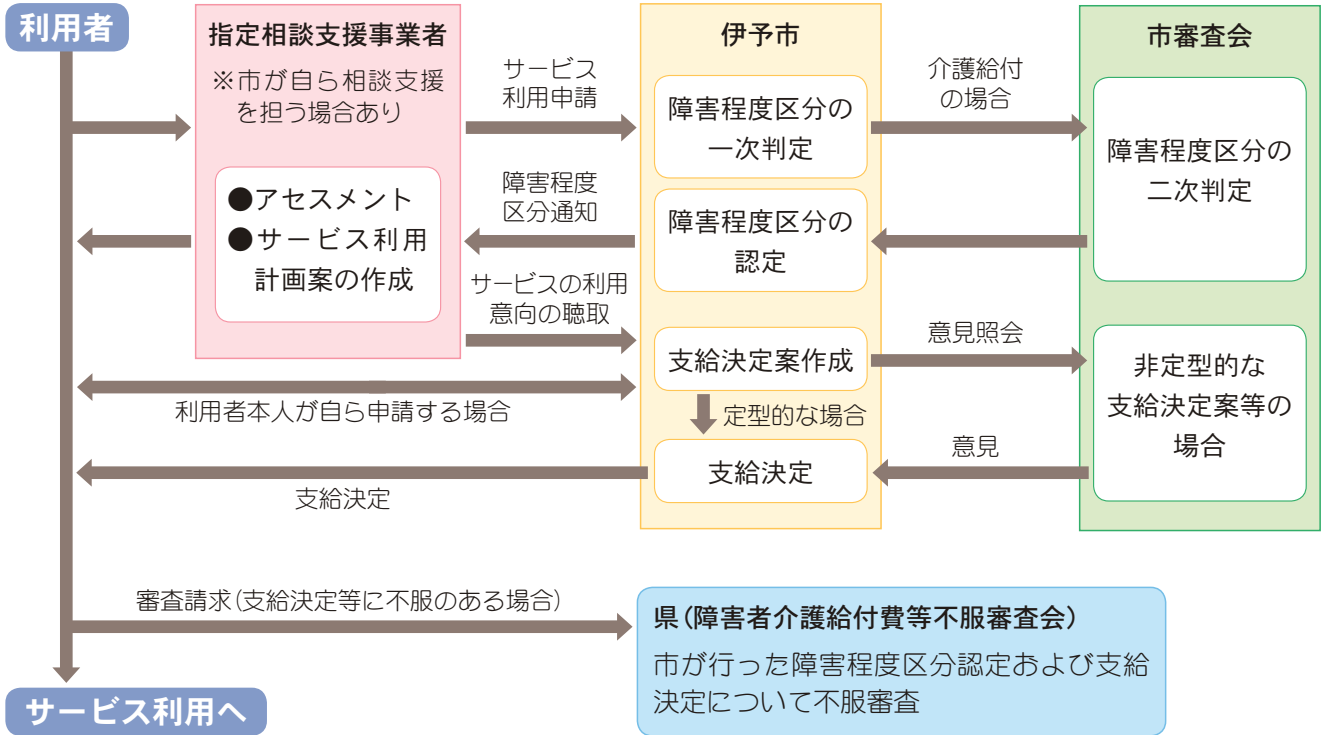
自立支援のサービス

自立支援給付を中心に、地域での自立と安心を支えるサービスづくりをします。

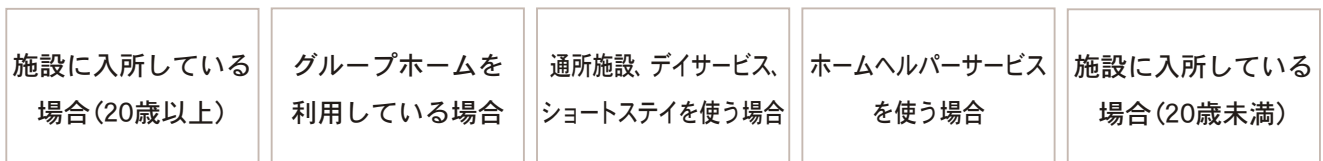


障害福祉サービスの利用手続き(10月～)

サービス利用の事前手続きとして、支給決定の申請をしてください。障害程度区分(心身の状況を表す)の認定を行った後、希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを判断材料として、実際に利用するサービスの内容や量などを決めます。なお、支給決定を受けられた方には、「障害福祉サービス受給者証」をお渡しします。サービス利用の際など、提示していただく必要がありますので、大切に管理してください。



障害福祉サービスの利用者負担と軽減措置(4月～)



①原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増えすぎないように、月額負担上限額を設定するとともに、所得の低い方には、より低い上限を設定します。

定率負担の月額負担上限額	
生活保護	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般	37,200円

- 生活保護：生活保護受給世帯に属する方
- 低所得1：世帯主および世帯員のいずれも市民税が非課税である世帯で、障害者(児童の場合にはその保護者)の収入が80万円以下の方
- 低所得2：世帯主および世帯員のいずれも市民税が非課税である世帯に属する方で低所得1以外の方
- 一般：市民税の課税世帯に属する方

次のページへ続く

施設に入所している
場合(20歳以上)

グループホームを
利用している場合

通所施設、デイサービス、
ショートステイを使う場合

ホームヘルパーサービス
を使う場合

施設に入所している
場合(20歳未満)

前のページから続く

高額障害福祉サービス費

②同じ世帯内で障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合や、同じ方が障害福祉サービスと介護保険のサービスを併せて利用している場合、世帯全体で1人分の月額負担上限額まで支払っていただくこととし、それを超えて支払った分を後日、それぞれの方へ払い戻します。

(例) 低所得2(負担上限額24,600円)の世帯で、障害福祉サービス利用負担額がAさん10,000円、Bさん20,000円の場合
→Aさん、Bさんの負担額が合わせて24,600円になるように、支払った負担額を払い戻します。

個別減免措置

【低所得1・2の所得区分に属する方が対象】

③利用者本人名義の一定の資産を有していない場合には、収入の種類や額に応じて月額負担上限額を減免します。

- 収入が66,667円までなら負担は0円。
 - 収入が66,667円を超えても3,000円控除の上、越えた収入の半分を上限額とします。
 - さらにグループホーム入居者は、66,667円を超えた収入が年金や工賃等収入であれば、3,000円を控除の上、超えた額の15%を上限額とします。
- (経過措置として3年間実施)

社会福祉法人減免

④減免をする旨の届け出のあった社会福祉法人が提供するサービスを受ける場合に、収入が少ない方(低所得1・2)のうち特に支援が必要な方を対象に、一つの事業者でかかる定率負担額が①の月額負担上限額の半額を超えた場合、超えた額を社会福祉法人が減免します(短期入所は除く)。

- 低所得1 : 15,000円 → 7,500円
 - 低所得2 : 24,600円 → 12,300円
- (通所サービスを利用する場合 24,600円 → 7,500円)
(経過措置として3年間実施)

生活保護移行防止のための軽減措置

⑤さらに、利用者負担を行うことにより生活保護の対象となる場合、生活保護の対象とならないよう、月額負担上限額や食費などの実費負担額をより低い額に減額します。

⑥収入が少ない場合

サービスの利用者負担額と食費等実費負担額を負担しても、一定額が手元に残るよう上限を設定します。

※通所サービスを利用された場合は、⑦の減額措置を適用します。

⑦生活保護又は低所得1・2の区分の方

食費負担額を3分の1程度に減額します。(月22日利用の場合、5,100円程度の負担となります。)
(経過措置として3年間実施)

⑧保護者の方の収入に応じて

地域で子どもを養育する世帯において通常かかる負担となるよう、上限額を設定します。

改革の内容

○利用者負担の仕組みが、これまでの所得のみに応じた応能負担から、利用するサービスの量と所得に応じた定率負担(1割負担)に変わります。

○施設などを利用した場合、食費、光熱水費などについても利用者の実費負担になります。

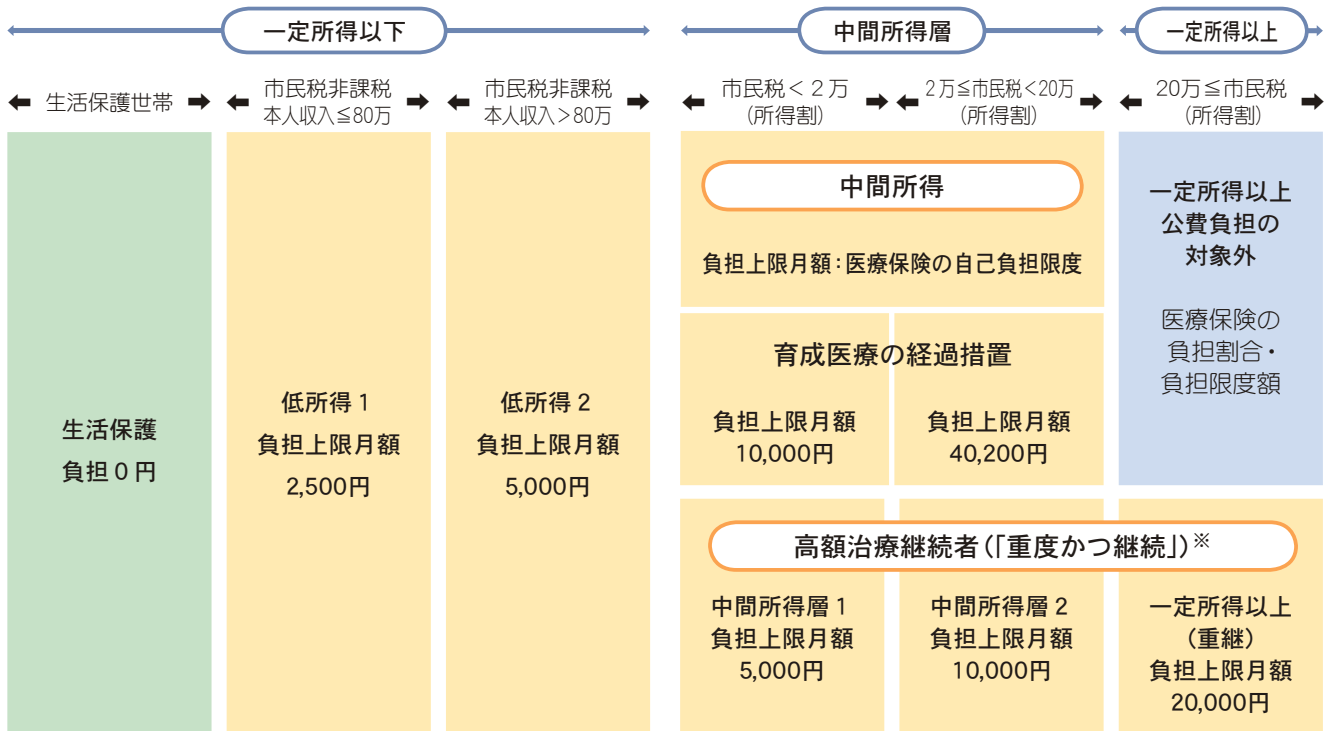
自立支援医療対象者(4月～)

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する方(一定所得以上の方を除く)が対象となります。(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)

自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本的には1割負担の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々、(高額治療継続者《いわゆる「重度かつ継続」》)にも1か月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。
- 入院時の食費(標準負担額相当)については、入院と通院の公平を図る視点から、原則自己負担となります。

所得区分概念図



※特定の病気(じん臓機能障害等)による障害を持つ方など、対象者が限定されています。

問い合わせ

- 身体障害者(児)、知的障害者(児)
福祉課(内線556)又は中山地域事務所保健福祉課(☎967-1111)、双海地域事務所保健福祉課(☎986-1220)へ。
- 精神障害者
伊予市保健センター(☎983-4052)、中山保健センター(☎967-1102)、双海保健センター(☎986-5666)へ。

